

京都市告示第395号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成26年11月14日

京都市長 門川大作

道路の種類           市道  
供用開始の期日       告示の日  
路線名及び道路の区域

路線名	区間	延長	敷地の幅員
久世高田8号線	南区久世高田町336番地の1地先から 同町370番地の1地先まで	メートル 182.90	メートル 4.00 ~ 10.00

(建設局土木管理部道路明示課)